

建設業法施行令の改正による技術者の配置要件等の変更について

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）により、令和5年1月1日から特定建設業の許可、監理技術者の配置等に係る金額要件が以下のとおり変更となります。

また、令和4年12月31日までに契約した工事の工期途中において、政令施行後に技術者の途中交代（監理技術者→主任技術者）をする場合、専任技術者を非専任に変更する場合には、建設業法第40条に基づき、配置技術者の氏名や専任の有無等が記載された標識を速やかに修正する必要があります。

●変更事項

内容	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置が必要となる下請代金額の下限	4,000万円 (6,000万円)	4,500万円 (7,000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3,500万円 (7,000万円)	4,000万円 (8,000万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3,500万円	4,000万円

※（）内は建築一式工事の場合

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）については、国土交通省HPにも掲載されていますので、ご確認ください。

【国交省HP】

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00139.html